

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月に同社B支店から、Cに所在する同社D支店に転勤し、主に金融機関の機器メンテナンスに関する顧客対応業務等に従事していた。
- 2 被災者は平成〇年〇月〇日に会社を欠勤して連絡が取れなくなり、翌同月〇日に縊死しているところを発見された。死体検案書には、「死因の種類：自殺」、「死亡の原因：縊死」と記載されている。請求人によると、被災者は、恒常的な長時間労働に加え、平成〇年〇月の配置転換、昇進及び仕事の失敗による心理的負荷により精神障害を発病し、自死するに至ったという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求したところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、被災者の症状の経過等に照らして、平成〇年〇月頃、ICD—10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものであると当審査会としても判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①被災者は恒常的に長時間労働を行っていたこと、②平成〇年〇月、取引先企業でリコールが発生し、被災者が事後対応を行ったこと③平成〇年〇月、被災者はB支店からD支店に異動したこと、④被災者は上記③の異動と同時期に係長に昇進したこと、⑤同年〇月中旬、被災者が取引先の店舗で増設したATMの電源が入らないというトラブルについて対応したこと、⑥同年〇月下旬、被災者が取引先の店舗でATMの視覚障害者用の受話器が使用できないというトラブルについて対応したこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張している

ので、以下検討する。

イ 上記アの①の主張について、被災者の労働時間をみると、審査官は、決定書理由に説示するとおり、被災者を始め各労働者自身が始業及び終業時間を入力する「勤怠管理システム」を反映した「勤務状況表」を基に、請求人を含む各関係者の申述等、「A行動予定表」、「入退館情報一覧表」、被災者がノートに記述したメモ、被災者が請求人に対して携帯電話から送信していたメール記録、被災者送信メールログ、インターネットアクセスログ、ファイル保存時間、アプリケーションログ等の各関係資料とも突合の上、①夜間の修理対応に備えて待機している時間について、会社がホテル等待機場所を指定した場合の待機時間に加えて、特段、会社が待機場所を指定していないような場合も全て労働時間に算入し、②被災者の労働時間算定の起点を当該労働時間が最長となる日に設定するなど、各日の勤務状況を精査した上、客観的かつ合理的な範囲において、可能な限り被災者の労働時間が長くなるように労働時間をみた算定方法を採用しており、当審査会としても、審査官の認定は妥当なものであると判断する。

これによれば、本件疾病の発病前6か月から5か月にかけて、被災者の時間外労働時間数は20時間以上増加し、1月当たり46時間に上っており、年度末の一時的な繁忙であるとの申述は認められるものの、当審査会としても、当該出来事を「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

なお、請求人は、被災者の勤務状況表の労働時間と警備会社の入退館情報、請求人に対するメール記録及びパソコンのログ記録等とが乖離している旨主張するが、決定書理由に説示するとおり、①入退館の行為自体が直ちに労働時間に算入されるべきものではないところ、実際の時間差は大きな乖離があるとまでは言えないこと、②メール記録には、帰宅時間に関する事以外以外の個人的な内容が、勤務時間も含めて認められるところ、そもそも、帰宅時間に関する内容が真正な終業時間を証するものとは確定できないこと、③請求人に支給されたパソコンのログオン・ログオフの記録時間が、当該記録時間

中、継続して作業を行っていたことを示すものではなく、請求人の主張内容をみても被災者の作業内容やこれに要した作業時間を具体的に疎明するには至っておらず、成果物等の当該主張を証明する客観的な事実を確認することができないこと、また、会社からの具体的な業務指示が認められないこと等に鑑み、当審査会としてはこれらの主張を採用することはできない。

ウ 上記アの②の主張については、被災者はB支店に勤務していた平成〇年〇月から翌平成〇年〇月末までの間、取引先企業で発生したリコールについて事後対応を行ったというものであり、一件記録によれば、その具体的な内容は、取引先企業があらかじめ通知文書を送付した顧客に対して電話を架け、リコール製品の回収日程を調整するというものであるが、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討したところ、被災者はこの電話による調整を1日当たり1、2件担当し、その所要時間は1件当たり1、2分程度であったことから、その対応は困難なものであるとはいえず、また、そもそも、当該対応は取引先企業のリコール対応を一部請け負ったものであり、請求人が責任を問われたり、ペナルティを課されるような性格のものではないことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 上記アの③の主張については、被災者は平成〇年〇月にB支店のE係主任職からD支店のF係担当係長に配置転換されたというものである。配置転換の前後で被災者が担当する業務の内容についてみると、B支店では、主に銀行ATMやプリンタの故障対応を行うE係の主任としてもう1名の主任職者と共に15人程度のE係員の作業管理を行っていたところ、D支店では、F係の係長として取引先からのATM等の機器の設置・保守等の受注作業の打合せ、E係に対する作業の進捗管理・作業指示書の作成及びユーザーに対する見積書の提出・問い合わせへの回答等を担当することとなったものである。

当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとして検討したところ、一件記録によれば、①被災者はB支店勤務時にF係の業務を担当した経験があったこと、②配置転換後は係長職に昇格したが、部下は配置されておらず、職

員管理の負担はなかったこと、③D支店の前任者はD支店と会社G支店を兼務し両支店にはほぼ均等に勤務していた実状の中、被災者はD支店のみを担当することになったこと、④前任者が担当していた新規のプリンタ販売は支店長が引き継ぎ、販売事務の一部は前任者が異動後も異動先においてそのまま引き継ぐことになり、D支店における業務内容も引継ぎ前より軽減されたこと、⑤前任者は取引先における「システム入れ替え」という相当程度業務量の大きな業務を担当したが、被災者が引き継いだ時期はそうした大きな業務量が見込まれる業務もなく、仕事が落ち着いた時期であったこと等の事情に鑑みると、配置転換後の業務による負荷が過重であったとはいえ、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 上記アの④の主張について、一件記録によれば、被災者は係長職に就いたものの、一般社員であった前任者が1人で行っていた業務を担当することになったもので、部下はおらず役職者としての負担は少ない上、今回の異動に伴う昇進は、課長職へのキャリア形成の機会として、B支店以外でのF系の経験を積みたいという被災者自身の希望がかなったものであったとの事情に鑑みると、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「自分の昇格・昇進があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に当てはめて検討するが、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

カ 上記アの⑤及び⑥の主張について、認定基準別表1の具体的出来事「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめて検討したところ、決定書理由に説示するとおり、いずれの出来事も、損失等は認められず、特段、事後対応も困難なものではないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が4つ、「中」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を

左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとし、主文のおり裁決する。